

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
結核予防法による医療機関の指定(九四九・大館保健所)……………	1
結核予防法による医療機関の指定(九五〇・鷹巣保健所)……………	1
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(九五二・都市計画課)……………	1
開発行為に関する工事の完了(九五二・秋田地域振興局建設部)……………	2
公告	
准看護師免許の取消処分(医務薬事課)……………	2
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県文化政策課)……………	2
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による特別被害地域の指定(流通経済課)……………	2
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部)……………	3
土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	3
土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………	3
平成十五年度砂利採取業務主任者試験の合格者(河川課)……………	3
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………	4
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)……………	4
人事委員会規則	
人事委員会規則四 五(職員の任用)の一部を改正する規則……………	5

告示

秋田県告示第九百四十九号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令

第四百二十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
そよ風薬局 大館店	大館市軽井沢字下岱二十三	平成十五年十一月六日

秋田県告示第九百五十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
はなぞの薬局	北秋田郡鷹巣町旭町四三十一	平成十五年十一月一日

秋田県告示第九百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。
 平成十五年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類及び名称
 秋田都市計画道路(三・四・九号土崎駅前線)の変更
- 二 都市計画を変更した土地の区域
 秋田市土崎港中央六丁目及び三丁目、土崎港西三丁目

三 都市計画の変更年月日 平成十五年十一月二十一日

秋田県告示第九百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年十月十日付け指令秋建 三 六十九号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十五年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

河辺郡河辺町大張野字道ノ下二百三十七番一

株式会社秋田エコマテリアル 代表取締役 松森 隆

二 開発区域に含まれる地域の名称

河辺郡河辺町大張野字水口沢七十九番一、七十九番四、七十九番五、七十九番六、七十九番七、七十九番八、七十九番九、七十九番十、七十九番十一、八十三番、八十七番一、八十七番三、八十七番四、八十七番五

公 告

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十四条第二項の規定により、次の者の准看護師免許を取り消したので、公告する。
平成十五年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 氏名、生年月日及び本籍地

平岡 礼子 昭和三十五年三月十五日生 秋田県

二 免許登録番号

五五三一

三 免許登録年月日

昭和五十二年三月十九日

四 取消しの年月日

平成十五年十一月七日

五 取消しの事由

保健師助産師看護師法第九条第一号該当

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、

同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十五年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十五年十一月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秋田ランドアート

三 代表者の氏名

高橋 四男

四 主たる事務所の所在地

秋田市山王四丁目三番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して企業及び行政とのパートナーシップを前提とした、社会貢献活動に関する意識啓発事業を行い、新しい市民社会のネットワークづくりに寄与することを目的とする。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)第二条第五項第一号の規定により、次の区域を平成十五年五月中旬から九月上旬までの間の低温及び日照不足についての天災による特別被害地域として指定したので、公告する。
平成十五年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

市町村名	特別被害地域として指定した旧市町村の区域
大館市	長木村 矢立村
鹿角市	大湯町 宮川村 七滝村
小坂町	小坂町 七滝村
五城目町	馬場目村 富津内村 内川村
矢島町	矢島町

鳥海町	直根村 笹子村
皆瀬村	皆瀬村

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、由利郡矢島町土地改良区から次のとおり役員（退任及び就任）の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

"	由利郡矢島町荒沢字上針ヶ岡十三番地	佐藤 實
"	" 字中荒沢三十七番地	佐藤 拓夫
"	川辺字杉沢九十七番地	佐々木 常雄
"	立石字堀苗代二十番地	三浦 忠行
"	木在字漆保八十五番地	佐々木 憲一郎
"	新莊字西田百十八番地	佐藤 近美
"	荒沢字下針ヶ岡九十九番地	佐藤 圭治
"	" 字濁川六十番地	高橋 十五郎
"	坂之下字大石原二十五番地	茂木 昭二郎
"	元町字田沢五番地	麻生 清一郎
"	川辺字田中十七番地	三浦 一美
"	元町字新所七十四番地	佐藤 隆一
"	立石字上野百五十二番地	黒木 隆一
"	城内字小田三十五番地	佐藤 隆一
二 就任理事の住所及び氏名		
"	由利郡矢島町荒沢字上針ヶ岡十三番地	佐藤 拓夫
"	" 字中荒沢三十七番地	佐藤 實
"	立石字堀苗代二十番地	三浦 忠行
"	木在字漆保八十五番地	佐々木 憲一郎
"	新莊字西田百十八番地	佐藤 近美
"	荒沢字下針ヶ岡九十九番地	佐藤 圭治
"	" 字濁川六十番地	高橋 十五郎
"	元町字田沢五番地	麻生 清一郎

由利郡矢島町川辺字田中十七番地

" " 元町字新所七十四番地

" " 立石字上野百五十二番地

" " 城内字八森下百四十九番地

三 退任監事の住所及び氏名

由利郡矢島町立石字前田表五十八番地

" " 川辺字小坂三十八番地

" " 元町字石森四十四番地の三

" " " 字新所八十二番地

" " 城内字八森下百四十九番地

四 就任理事の住所及び氏名

由利郡矢島町川辺字小坂三十八番地

" " 元町字石森四十四番地の三

" " " 字新所八十二番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員（退任）の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

仙北郡仙南村南町字大橋百十三番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、森吉町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年十一月十四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

平成十五年十一月十七日に実施した平成十五年度砂利採取業務主任者試験に次の者が合格したので、公示する。

平成十五年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

受験番号	氏名	受験番号	氏名
一	佐藤 由二	三	竹中 万人
受験番号	氏名	受験番号	氏名
一	氏名	三	秋田県知事 寺田典城

四	菅原秀明	五	小浦隆志
七	加納慎一郎	二	佐藤真弓
一四	長谷山晃一	一九	佐藤慎悟
二〇	佐藤久明	二一	黒木俊広
二二	嶋崎征央	二四	松橋千代治
二五	佐藤洋幸	二六	上野正俊
二七	相澤重範	三一	高橋良則
三五	佐藤哲治	三七	阿部勝彦
三八	久保田秀紀	四〇	小川憲朗
四三	川越康平	四四	川越正一
四五	加藤光裕	四六	吉岡修二
四七	高橋浩二	四九	菅原良實
五〇	宮原悟		

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) スタッドレスタイヤ 一式(全百二十八本)
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十五年十二月十九日(金)
 - (七) 納入場所
 - (八) 秋田県警本部
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (四) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - (二) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (三) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

- (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - (一) 秋田県の休日を含め、平成十五年十一月二十一日(金)から同年十二月一日(月)までの期間、随時交付する。
 - (二) 入札執行の日時及び場所
 - (一) 平成十五年十二月五日(金) 午前十時
 - (二) 秋田県庁地下一階管財課入札室
 - (三) 入札保証金
 - (四) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
 - (五) その他
 - (二) 入札の方法
 - (一) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
 - (一) 規則第六十六條に規定するところによる。
 - (三) 落札者の決定方法
 - (一) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (二) 提出書類等
 - (三) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 - (四) その他
 - (五) 詳細は、入札説明書による。
- 特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定により、公示する。
- 平成十五年十一月二十一日
- 秋田県知事 寺田典城
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量

- (二) MEMS対応型マスクライナ 一式
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十五年十月十七日
- (三) 落札者の名称及び住所
スース・マイクロテック株式会社 神奈川県横浜市緑区白山二丁目十八
二
落札金額
三千八百八十五万円
- (四) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (五) 一般競争入札の公告を行った日
平成十五年八月二十九日
- (六) 落札に係る物品の名称及び数量
MPLSエッジルータ 一式
- (七) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十五年十月二十四日
- (八) 落札者の名称及び住所
北日本コンピュータサービス株式会社 秋田市南通築地十五 三十二
落札金額
四百九万五千円
- (九) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (一〇) 一般競争入札の公告を行った日
平成十五年九月二十二日

人事委員会規則

人事委員会規則四 五(職員の任用)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年十一月二十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷
人事委員会規則四 五(職員の任用)の一部を改正する規則

規則四 五(職員の任用)の一部を次のように改正する。
別表第二第二号中「職業訓練指導員」の下に、「言語聴覚士」を加える。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄